

# 奈良市公報

第 1 8 8 号

平成 16年 9月 1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

## 目次

規 則	
奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	1
奈良市地区連絡員配置規則の一部を改正する規則	2
告 示	
一般競争入札の実施	2
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	4
開発行為に関する工事の完了	5
放置自転車等の保管	5
住居番号の設定	5
放置自動車の処分等	5
放置自転車等の保管	6
開発行為に関する工事の完了	6
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	6
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	7
放置自転車等の保管	7
市営住宅入居者の募集	7
古市小集落地区改良住宅入居者の募集	7
放置自転車等の保管	7
開発行為に関する工事の完了	7
地区計画の原案の公衆縦覧	8
放置自転車等の保管	8
奈良市北部出張所会議室使用要綱を廃止する告示	8
放置自転車等の保管	8
開発行為に関する工事の完了	8
一般競争入札の実施	9
開発行為に関する工事の完了	10
放置自転車等の保管	10
結核指定医療機関の指定辞退	10
結核指定医療機関の指定	10
放置自転車等の保管	10
予防接種の実施の一部改正	10
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	11
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	12
奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	12

### 選挙管理委員会

選挙人名簿からの抹消	12
在外選挙人名簿からの抹消	12
選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	13

### 農業委員会

農地部会の招集	13
農政部会の招集	13

## 規 則

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 8月 11日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 65号

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市男女共同参画センター条例施行規則（平成 14年奈良市規則第 108号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 火曜日
- (2) 国民の祝日（火曜日に当たるときは、その翌日）
- 第 3 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日（日曜日、火曜日又は水曜日に当たる日を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 16年 8月 11日揭示済）

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16年 8月 13日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 66号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例（平成 15年奈良市条例第 45号）の施行期日は、平成 16年 8月 30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成 16年 8月 13日揭示済）

奈良市地区連絡員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 8月 13日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 67号

奈良市地区連絡員配置規則の一部を改正する規則  
奈良市地区連絡員配置規則（昭和 32年奈良市規則第 20号）の一部を次のように改正する。

別表辰市の項中「奈良市東九条町 433番地の 3」を「奈良市西九条町二丁目 2 番地の 44」に改める。

附 則

この規則は、平成 16年 8月 30日から施行する。

（平成 16年 8月 13日揭示済）

## 告 示

奈良市告示第 397号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 8月 2日

奈良市長 大川 靖 則

### 1 入札に付する事項

道路改良工事（大安寺二丁目地内南部第 89号線）ほか 10件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評点に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

### 3 設計図書等を示す日時及び場所

#### (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第 3号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）

#### (2) 場所

告示日から平成 16年 8月 5日までは入札控室、同月 6日以降は監理課窓口

#### 4 入札の場所

奈良市役所入札室

#### 5 入札の日時

別表のとおり

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

#### 7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

#### 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 8月 5日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

#### 9 入札参加資格の審査及び決定

##### (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

##### (2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 8月 6日までに入札参加申請者に通知します。

#### 10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

##### (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日
1	道路改良工事(大安寺二丁目地内南部第89号線)	大安寺二丁目地内	約6日間	工事延長 L = 64.0m、W = 5.0m、土工 一式、擁壁工 一式、排水工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 3,138千円 最低制限価格 2,102千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-3」のすべての業者	平成16年 8月9日 午前9時 30分
2	水質改善下水道築造工事(単4)押熊町地内	押熊町地内	約6日間	工事延長 L = 22.00m、200mm 管布設工 L = 21.10m、1号人孔設置工1箇所、小口径汚水樹設置工1箇所、付帯工 一式(夜間工事)	予定価格 2,987千円 最低制限価格 2,001千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-4」のすべての業者	平成16年 8月9日 午前10時 00分
3	道路改良工事(藤原町地内南部第56号線)	藤原町地内	約30日間	工事延長 L = 120m、W = 2.5m、土工 一式、排水工 一式、舗装工 一式、雑工 一式	予定価格 4,068千円 最低制限価格 2,725千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-5」のすべての業者	平成16年 8月9日 午前10時 30分
4	みかさ人権文化センター便所改修工事	西之阪町1番地	約45日間	便所改修工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式	予定価格 3,330千円 最低制限価格 2,231千円	建築一式工事の等級及び区分が「E-2」のすべての業者	平成16年 8月9日 午前11時 00分
5	舗装道補修工事(秋篠新町地内中部第96号線)	秋篠新町地内	約30日間	工事延長 L = 200m、W = 5.5 ~ 16.0m、取壊工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式(夜間施工)	予定価格 5,853千円 最低制限価格 3,921千円	経審における舗装の点数が「740点以上」で、区分が「1」のすべての業者	平成16年 8月9日 午前11時 30分
6	舗装道補修工事(登美ヶ丘二丁目地内他西部第129号線)	登美ヶ丘二丁目地内他	約40日間	工事延長 L = 157m、舗装工 一式、区画線工 一式、撤去工 一式	予定価格 3,422千円 最低制限価格 2,292千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「6」のすべての業者	平成16年 8月10日 午前9時 30分
7	舗装道補修工事(六条三丁目地内中部第1357号線他1路線)	六条三丁目地内	約30日間	工事延長 L = 188m、W = 2.3 ~ 4.0m、土工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 2,155千円 最低制限価格 1,443千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「3」のすべての業者	平成16年 8月10日 午前10時 00分

8	舗装道補修工事(右京四丁目地内中部第 1066号線)	右京四丁目地内	約 60日間	工事延長 L = 600m、歩道幅員 W = 2.00m、撤去工 一式、舗装工 一式	予定価格 2,109千円 最低制限価格 1,413千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「4」のすべての業者	平成 16年 8月 10日 午前 10時 30分
9	舗装道補修工事(宝来四丁目地内中部第 839号線)	宝来四丁目地内	約 30日間	工事延長 L = 106.5m、土工一式、舗装工 一式、撤去工一式、付帯工 一式	予定価格 1,922千円 最低制限価格 1,287千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「5」のすべての業者	平成 16年 8月 10日 午前 11時 00分
10	舗装道補修工事(東登美ヶ丘一丁目地内西部第 73号線)	東登美ヶ丘一丁目地内	約 30日間	工事延長 L = 75m、道路幅員 W = 5.75m、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 1,644千円 最低制限価格 1,101千円	経審における舗装の点数が「660点未満」で、区分が「7」のすべての業者	平成 16年 8月 10日 午前 11時 30分
11	奈良市長選挙ポスター掲示場製作・設置及び撤去業務委託	市内一円	約 30日間	ポスター掲示場製作・設置及び撤去 一式(619箇所)	予定価格 9,310千円	経審における塗装の点数があるすべての業者	平成 16年 8月 9日 午前 9時 00分

(平成 16年 8月 2日 掲示済)

奈良市告示第 398号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 16年 8月 2日から 2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第 2 幹線 - 13	奈良市三松三丁目 828	奈良市三松三丁目 827
二名第 3 幹線 - 28	奈良市富雄北三丁目 2800- 4	奈良市富雄北三丁目 2556- 7
鶴舞東幹線 - 75	奈良市学園朝日町 656- 5	奈良市学園朝日町 658- 36
東登美ヶ丘幹線 - 25	奈良市押熊町 1548- 1	奈良市押熊町 1526- 3
東登美ヶ丘幹線 - 26	奈良市押熊町 1548- 1	奈良市押熊町 1526- 1
佐紀幹線 - 140	奈良市歌姫町 4	奈良市歌姫町 4
あやめ池南幹線 - 434	奈良市あやめ池南六丁目 822- 1	奈良市あやめ池南六丁目 1134- 16
都跡幹線 - 228	奈良市法華寺町 306- 3	奈良市法華寺町 306- 6
明治幹線 - 201	奈良市南京終町七丁目 568- 5	奈良市南京終町七丁目 563- 4

平成 16年 8月 2日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 大川 靖 則

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 16年 8月 16日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市三松三丁目、富雄北三丁目、学園朝日町、押熊町、歌姫町、あやめ池南六丁目、法華寺町、南京終町七丁目、北之庄町、東九条町及び今市町の各一部

流域南奈良幹線 NO. 4 - 3	奈良市北之庄町 723- 12	奈良市北之庄町 37- 2
大安寺第 1 幹線 - 199	奈良市東九条町 1013- 5	奈良市東九条町 1009
大安寺第 1 幹線 - 200	奈良市東九条町 1009	奈良市東九条町 1018
帯解幹線 - 104	奈良市今市町 820- 5	奈良市今市町 820- 5
今市幹線 - 43	奈良市今市町 261	奈良市今市町 237

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター  
(平成 16年 8月 2日 揭示済)

奈良市告示第 399号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 8月 2日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号  
平成 16年 6月 3日 奈良市指令都整開第 04A - 5 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
  - (1) 開発行為 平成 16年 8月 2日 第 876号
  - (2) 公共施設 平成 16年 8月 2日 第 371号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市法華寺町 345番地の 1 及び 345番地の 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市法華寺町 871番地  
塚本 キヨエ
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市法華寺町 345番地の 3  
(平成 16年 8月 2日 揭示済)

奈良市告示第 400号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 2日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 8月 2日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

- 5 引取期間  
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間  
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
    - ア 移動費 2,000円
    - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表  
(平成 16年 8月 2日 揭示済)

奈良市告示第 401号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3 条の規定に基づき、次のとおり住居番号を付けたので告示します。

平成 16年 8月 2日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 8月 2日 揭示済)

奈良市告示第 402号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 8年奈良市条例第 14号)第 14条第 4 項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16条第 1 項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成 16年 8月 2日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 放置場所

1号物件	奈良市西登美ヶ丘二丁目地内(市道西部第 243号線上)
2号物件	奈良市北之庄西町一丁目地内(市道北之庄郡山線上)
3号物件	奈良市横井二丁目地内(市道南部第 603号線上)

4号物件	奈良市柏木町地内(市道南部第108号線上)
5号物件	奈良市神功一丁目地内(市道中部第992号線上)
6号物件	奈良市恋の窪三丁目地内(市道南部第40号線上)
7号物件	奈良市南京終町七丁目地内(市道南部第325号線上)

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ホンダ	アコード	普通自動車	白	奈良 56や 84-04	不明
2号物件	ニッサン	サニー	普通自動車	白	奈良 59ぬ 9-53	不明
3号物件	ダイハツ	ミラ	軽自動車	白	不明	L70V762458
4号物件	ニッサン	ラルゴ	普通自動車	黒	不明	VNV80-010654
5号物件	トヨタ	ウインダム	普通自動車	緑	不明	VCV10-0041697
6号物件	マツダ	ボンゴ	普通自動車	白	不明	SSF8V-316260
7号物件	ダイハツ	ミラ	軽自動車	白	奈良 40る 35-64	不明

3 処分年月日

平成 16年 8月 15日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

奈良市建設部土木管理課 電話 0742- 34- 1111

(平成 16年 8月 2日 揭示済)

奈良市告示第 403号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止

区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 3日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 3日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 3日 揭示済)

奈良市告示第 404号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 8月 3日

奈良市長 大川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

平成 14年 12月 17日 奈良市指令都整開第 02A- 3 0号

平成 15年 4月 16日 奈良市指令都整開第 02A - 30- 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 16年 8月 3日 第 877号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘二丁目 4053番地の 16

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区城見 1- 2- 27 クリスタルタワー 15階  
株式会社シュウサクヤマモト

代表取締役 山本 秀策

(平成 16年 8月 3日 揭示済)

奈良市告示第 405号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 8月 4日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
花つむり介護サービスセンター	奈良市西木辻町 31	福祉用具貸与	株式会社体育文化研究所	大阪市阿倍野区昭和町三丁目 1 - 64	平成 16年 7月 15日
ヘルパーステーション	奈良市富雄北二丁	訪問介護	有限会社さかき	奈良市五条三丁目	平成 16年 8月 1日

ヨンチーム	目 8 - 15ガーデン ハイツ高川 301		ばら	21- 19- 2	
デイサービス和(なごみ)	奈良市中山町西三丁目 204- 1	通所介護	有限会社テイ・エス企画	奈良市大宮町四丁目 275- 5 森村第 2ビル 3 F 30号	平成 16年 8月 1日

(平成 16年 8月 4日 掲示済)

奈良市告示第 406号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 8月 4日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ライフエール奈良店	奈良市朱雀三丁目 5 - 4	(所在地) 奈良市左京四丁目 6 - 4	(所在地) 奈良市朱雀三丁目 5 - 4	平成 16年 7月 7日
日本ホスピタルサポート株式会社	奈良市六条町 109- 1	(所在地) 奈良市西木辻町 122- 1 朝日プラザアーバネイト奈良 308	(所在地) 奈良市六条町 109- 1	平成 16年 4月 1日
ほっとハート	奈良市六条町 109- 1	(所在地) 奈良市西木辻町 122- 1 朝日プラザアーバネイト奈良 308	(所在地) 奈良市六条町 109- 1	平成 16年 4月 1日

(平成 16年 8月 4日 掲示済)

奈良市告示第 407号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 4日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 4日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 4日 掲示済)

奈良市告示第 408号

奈良市営住宅入居者を次のとおり募集します。

平成 16年 8月 5日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 8月 5日 掲示済)

奈良市告示第 409号

古市小集落地区改良住宅入居者を次のとおり募集します。  
平成 16年 8月 5日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 8月 5日 掲示済)

奈良市告示第 410号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 5日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 5日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 5日 掲示済)

奈良市告示第 411号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の

とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 8月 6日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号  
平成 16年 7月 12日 奈良市指令都整開第 04A - 11号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
  - (1) 開発行為 平成 16年 8月 6日 第 878号
  - (2) 公共施設 平成 16年 8月 6日 第 372号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市大安寺六丁目 839番地の 2、840番地の 5、840番地の 6 及び 840番地の 7
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市大安寺四丁目 16番 21号  
今西 治美
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市大安寺六丁目 840番地の 7  
(平成 16年 8月 6日 揭示済)

奈良市告示第 412号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 61年奈良市条例第 35号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成 16年 8月 9日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 地区計画等の種類  
地区計画
- 2 地区計画の名称  
北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区計画
- 3 地区計画の位置  
奈良市北登美ヶ丘六丁目 1222番 他
- 4 地区計画の区域  
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積  
約 2.9ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市都市計画部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間  
平成 16年 8月 9日から同月 23日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法  
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市計画部都市計画課に平成 16年 8月 30日までに必着するように提出してください。  
別紙図面省略  
(平成 16年 8月 9日 揭示済)

奈良市告示第 413号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 10日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 8月 10日
- 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成 16年 8月 10日 揭示済)

奈良市告示第 414号

奈良市北部出張所会議室使用要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成 16年 8月 10日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市北部出張所会議室使用要綱を廃止する告示（奈良市北部出張所会議室使用要綱（昭和 61年奈良市告示第 128号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 16年 9月 1日から施行する。

(平成 16年 8月 10日 揭示済)

奈良市告示第 415号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 11日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 8月 11日
- 3 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成 16年 8月 11日 揭示済)

奈良市告示第 416号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 8月 11日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号  
平成 16年 7月 9日 奈良市指令都整開第 04A - 8号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成 16年 8月 11日 第 879号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市高畑町 1207番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市大宮町六丁目 1番 1号 新大宮駅前ビル 2F  
株式会社興和不動産住宅  
代表取締役 栗栖 耕作  
(平成 16年 8月 11日 掲示済)

奈良市告示第 417号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2条の規定により公告します。

平成 16年 8月 12日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 入札に付する事項
  - (1) 処分内容 本市において圧縮梱包処理(ペール状)し、保管している「事業系その他プラスチック類」を自動車等に積み込み、搬出し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において、いずれかの再商品化技術(サーマルリサイクル、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル)を用い適正処理を行う。
  - (2) 委託名称 事業系その他プラスチック類処理業務委託
  - (3) 委託期間 契約の日から平成 17年 3月 31日まで
  - (4) 委託場所 奈良市奈良阪町 2683番地
  - (5) 処分予定量 約 100t  
ペール状 円筒形( 1.2m× h1.2m)  
数量 約 300個
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者
  - (2) 近畿 2府 4 県内に本社、支店又は営業所のいずれかがある者
  - (3) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
  - (4) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
  - (5) 委託期間内に保管分及び随時発生分も含め搬出できる者
  - (6) 過去 2年間に本市又は他の官公庁(公社、公団等を含む。)と契約を締結し、誠実に履行している者
- 3 発注仕様書等を示す場所及び日時
  - (1) 場所 奈良市環境清美部企画総務課
  - (2) 日時 平成 16年 8月 12日(木)から同月 18日(水)

まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)

なお、発注仕様書は閲覧とします。

#### 4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市役所 入札室
- (2) 日時 平成 16年 10月 14日(木) 午前 11時から

#### 5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

#### 6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 入札書に記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

#### 7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて提出してください。
  - ア 会社の実績(一般廃棄物処理の実績)、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
  - イ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設及び最終処分場)の設置許可証の写し
  - ウ 保管分及び随時発生分の排出及び処分計画書
- (2) 入札参加申請方法

平成 16年 8月 19日(木)から同月 27日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に奈良市環境清美部企画総務課に(1)の書類を 5部持参して下さい。

#### (3) 現場説明会

平成 16年 8月 19日(木)午後 2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟 2階見学者ホール及び現場にて実施します。

#### (4) ヒアリング

平成 16年 8月 31日(火)午後 2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟 2階見学者ホールにて実施します。

#### 8 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が当該資格を有するかどうか、申請図書等によって奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 10月 6日(水)までに入札者の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市左京五丁目2番地  
奈良市環境清美部企画総務課  
電話 0742- 71- 3001 FAX0742- 71- 162 1

(平成 16年 8月 12日 揭示済)

奈良市告示第 418号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 8月 12日

奈良市長 大川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 5月 17日 奈良市指令都整開第 03A - 62号

平成 16年 8月 4日 奈良市指令都整開第 03A- 62- 1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成 16年 8月 12日 第 880号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条町 242番地の 2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町 293番地

蓮井 叔仙

蓮井 朱美

(平成 16年 8月 12日 揭示済)

奈良市告示第 419号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 12日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 12日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 12日 揭示済)

奈良市告示第 420号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5 第 2項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 13日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	辞退年月日
パンブス薬局学園 前北店	奈良市鶴舞東町 712	平成 16年 7月 14日

(平成 16年 8月 13日 揭示済)

奈良市告示第 421号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5 第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 13日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	指定年月日
パンブス薬局学園 前北店	奈良市鶴舞東町 712	平成 16年 7月 15日

(平成 16年 8月 13日 揭示済)

奈良市告示第 422号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 8月 13日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 8月 13日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 8月 13日 揭示済)

奈良市告示第 423号

平成 16年奈良市告示第 174号(予防接種の実施)の一部

を次のように改正する。

平成 16年 8月 13日

奈良市長 大川 靖 則

次のよう省略

(平成 16年 8月 13日揭示済)

## 公 営 企 業

奈良市水道局告示第 34号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 8月 2日

奈良市水道事業管理者

福 田 恵 一

### 1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内中登美ヶ丘一丁目地内(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

### 3 設計図書等を示す日時及び場所

#### (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含め定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

#### (2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

### 4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

別表

### 5 入札の日時

別表のとおり

### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

### 7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
  - (3) 入札書に記名押印を欠く入札
  - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
  - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
  - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
  - (8) 入札金額を訂正した入札
  - (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

### 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 8月 6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

### 9 入札参加資格の審査及び決定

#### (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

#### (2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 8月 11日までに入札参加申請者に通知します。

### 10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市法華寺町 264番地 1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消	参加資格	入札日 入札時
------	----	------	------	------	----	------	-----------------------	------	------------

							費税を除く。)		間
1	送・配 水管工 事	2 - 2 - 8	大淵ポンプ 所連絡管整 備工事	市内中登 美ヶ丘一 丁目地内	契約日か ら平成 16 年 12月 10 日まで	土工事 一式 管工事 一式	予定価格 4,794,000円 最低制限価格 3,211,000円	水道局入札参加有 資格者名簿の登録 業種が指定工事で 、かつ総合評定値 通知書の土木一式 の総合評定値が 61 0点未満のすべて の業者	平成 16 年 8月 12日 午前 9 時 30分

(平成 16年 8月 2日 掲示済)

## 教育委員会

奈良市教育委員会告示第 11号

平成 16年 8月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 8月 4日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 16年 8月 10日（火）

午前 10時から

2 場所

奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成 16年度 9月補正予算要求について

(2) 第 37回奈良市民スポーツのつどいの開催について

議事

議案第 23号 奈良市少年指導センター運営委員会委員の委嘱について

議案第 24号 奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 傍聴受付は、午前 9時から 9時 50分までで、定員 5名になり次第締め切ります。

(平成 16年 8月 4日 掲示済)

奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16年 8月 11日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 9号

奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市立図書館設置条例の一部を改正する条例（平成 16年奈良市条例第 20号）の施行期日は、平成 16年 9月 1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 8月 11日 掲示済)

## 選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 57号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 28条の規定により、平成 16年 7月 31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 8月 11日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 16年 8月 11日

2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成 16年 8月 11日 掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 58号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 30条の 11第 2号の規定により、平成 16年 8月 10日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 8月 11日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

1 抹消年月日

平成 16年 8月 11日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 8月 11日 掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 59号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 22条第 2項の規定により平成 16年 8月 28日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成 16年 8月 29日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 16年 8月 11日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田 勝 二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号  
奈良市役所 北棟 3階  
選挙管理委員会事務局内

(平成 16年 8月 11日揭示済)

## 農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 16号

奈良市農業委員会平成 16年 8月農地部会の会議を下記のとおり招集します。

平成 16年 8月 4日

奈良市農業委員会  
農地部会長 山田 正 春  
記

- 1 日時  
平成 16年 8月 12日(木)午後 1時 30分
  - 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号  
奈良市役所 北棟 6階 第 21会議室
  - 3 審議案件
    - (1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3条、第 4条、第 5条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
    - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
    - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
    - (4) 農地法第 25条第 2項の規定による通知の受理について(小作契約変更分)
    - (5) 水田利用転換届出について(7月専決処理分)
    - (6) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得のあわせん結果について
    - (7) 許可・受理の取消しについて
    - (8) 知事許可について(7月許可分)
    - (9) 非農地証明について(7月分)
- (平成 16年 8月 4日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 17号

奈良市農業委員会平成 16年 7月農政部会の会議を下記のとおり招集します。

平成 16年 8月 12日

奈良市農業委員会

農政部会長 福岡 裕 行  
記

- 1 日時  
平成 16年 8月 31日(火)午後 1時 30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号  
奈良市役所 中央棟 6階 第 2研修室
- 3 議題
  - (1) 農政部会の活動について
  - (2) ならアグリジャンプアップ活動の推進について  
(平成 16年 8月 12日揭示済)